

平成 31 年度川崎市立聾学校幼稚部の 入学者の募集及び選抜要綱

平成 31 年度川崎市立聾学校幼稚部の入学者の募集及び選抜は、この要綱の定めるところによる。

1 志願資格

入学選抜の志願資格を有する者は、次の（１）から（４）までのすべてに該当する者とする。

- （１）平成 27 年 4 月 2 日から平成 28 年 4 月 1 日までに生まれた者
- （２）原則として本人及び保護者（親権者又は後見人をいう。以下同じ。）が市内に居住する者
- （３）両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上の者のうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度の者
- （４）川崎市立聾学校が実施する「特別支援学校への志願資格を確認するための相談（志願相談）」を済ませた者

2 募集地域

原則として川崎市全域

3 募集人数

教育長が別に定める。

4 志願日程

（１）志願相談受付期間

志願相談受付期間	受付時間
平成 30 年 7 月 2 日（月）から 平成 30 年 12 月 20 日（木）まで の学校休業日	午前 9 時から午後 4 時まで

（２）志願相談期間

志願相談期間	受付時間
平成 30 年 7 月 3 日（火）から 平成 30 年 12 月 21 日（金）まで の学校休業日	午前 9 時から午後 4 時まで

(3) 願書配布期間

願書配布期間	受付時間
平成 30 年 12 月 3 日 (月) から 平成 31 年 1 月 11 日 (金) まで の学校課業日	午前 9 時から午後 4 時まで

(4) 募集期間 (願書受付期間)

募集期間	受付時間
平成 30 年 12 月 4 日 (火) から 平成 31 年 1 月 15 日 (火) まで の学校課業日	午前 9 時から午後 4 時まで

5 志願手続

志願者は、川崎市立聾学校の校長（以下「校長」という。）に、次に掲げる書類を募集期間中に提出しなければならない。

- (1) 入学願書（川崎市立聾学校所定のもの）
- (2) その他校長が指定する書類

6 併願の禁止

県立特別支援学校及び県内の他の公立特別支援学校との併願は、認めない。

7 選抜の日時及び場所

選抜の日時	選抜の場所
平成 31 年 2 月 7 日 (木) 午前 10 時から 12 時まで	川崎市立聾学校

8 選抜の内容

選抜は、以下の内容を実施する。

- (1) 健康診断
- (2) 総合観察
- (3) 面接（保護者）
- (4) その他校長が指定する内容

9 選抜結果の通知

選抜結果は、合格通知書により通知する。通知書の発送日は、平成 31 年 2 月 13 日（水）とする。

10 入学の許可

入学の許可は、合格者に対し、校長が合格通知書を交付して行う。

11 入学手続

合格通知書の交付を受けた者は、指定された期日までに、所定の手続きを行わなければならない。

12 その他

この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

入学選抜日以降も希望があれば、随時選抜を実施し、入学者を決定することがある。